

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
第十一条子ども家庭課の項中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十二 広島県子ども・子育て審議会に関すること。

第十一条子ども家庭課の項中第二十号を第二十一号とし、第十号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

第十三条森林保全課の項に次の一号を加える。

十六 広島県営営林管理経営評価委員会に関すること。

第十九条第一項の表中

医 務 課	
広島県医療審議会	医療法の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議すること。
広島県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定に基づき、准看護師試験の実施に関する事務をつかさどること。

を

こども家庭課	
広島県子ども・子育て審議会	一 子ども・子育て支援法の規定に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議すること。
広島県医療審議会	医療法の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議すること。
広島県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定に基づき、准看護師試験の実施に関する事務をつかさどること。

に改め、同表農林水産局の部林業課の款の次に次のように加える。

森 林 保 全 課	広島県営林管 理経営評価委員 会	広島県営林の管理経営に関する条例（平成二十五年広島 県条例第四十六号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、 県営林中期管理経営計画及び年度実施計画に関する事項の ほか、県営林の管理経営に関する事項を調査審議すること。
-----------	------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。